



三原市結婚新生活支援事業 よくあるご質問(Q&A)



婚姻について

Q1	三原市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？	A1	対象になります。
Q2	再婚の場合は対象になりますか？	A2	夫婦、パートナーの双方が過去に結婚新生活支援事業の補助を受けたことがなければ対象になります。 ただし、同一夫婦が離婚・再婚しており、その離婚日が再婚姻日から起算して1年以内である場合には対象とはなりません。
Q3	これから婚姻届の提出や引越し等を予定している場合は事前に申請できますか？	A3	事前に申請はできません。婚姻や引っ越し、対象費用の支払いを終えた後、必要書類が全て揃った時点で申請が可能となります。申請期限は令和8年3月31日です。
Q4	パートナーシップは対象となりますか？	A4	パートナーシップ宣誓をしている場合対象となります。
Q5	夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認したらいいですか？	A5	戸籍抄本や婚姻証明書等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により確認してください。その際、年齢計算による法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることに留意してください。
Q6	夫婦の双方が日本人であるが、外国方式の婚姻をしている場合は対象になりますか？	A6	戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。その際、補助金における「婚姻日」は、戸籍に「婚姻日」または「証書提出日」として記載された日とします。
Q7	夫婦、パートナーの一方が外国人の場合は対象になりますか？	A7	日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。外国式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。
Q8	夫婦、パートナーの双方が外国人の場合は対象になりますか？	A8	日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。なお、日本の婚姻証明(婚姻届受理証明書など)で確認できない場合は対象外となります。

住居費について

Q9	三原市内での転居の場合、対象になりますか？	A9	対象になります。
Q10	いわゆる建売住宅(住宅と土地のセット販売)の場合は、取得費用の全額が対象となりますか？	A10	住宅取得費用の相当額のみを対象とし、土地取得費用の相当額は対象としません。
Q11	住居のリフォーム費、増改築費は対象になりますか？	A11	婚姻等に伴う住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用は対象になります。ただし、倉庫や車庫の工事費用、門・フェンス等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入・設置に係る費用は対象になりません。

Q12	住居のリフォーム費について、夫婦またはパートナー以外が所有者である場合は対象になりますか？	A12	実際に夫婦またはパートナーが居住していれば対象となります。ただし、賃貸借契約を結んでいるのであれば、賃貸人が負担すべき修繕費などは対象となりません。
Q13	自ら工事する・友人に手伝ってもらう等によりリフォームした場合は、その材料費などが対象となりますか？	A13	対象となりません。
Q14	婚姻日等より前に住宅を取得した、住宅をリフォームした場合は、対象になりますか？	A14	婚姻日等から起算して1年以内に婚姻等を機として取得した住宅、リフォームを実施した住宅であれば対象になります。
Q15	夫婦、パートナーの一方が婚姻等を機とせずまたは婚姻等の日から起算して1年超前に賃借していた住宅に、婚姻等を機に同居する場合は、対象になりますか？	A15	同居開始日以降の賃料及び共益費は対象になります。
Q16	夫婦、パートナーの一方が婚姻等を機とせずまたは婚姻等の日から起算して1年超前に賃借していた住宅に、婚姻等を機とせず同居する場合は、対象になりますか？	A16	婚姻等の日以降の賃料及び共益費は対象になります。
Q17	契約名義人が夫婦等の親であり、夫婦等が親に住宅賃借費用又は住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象になりますか？	A17	契約名義人が申請者本人でない場合は原則対象外です。契約名義人が申請者以外であることにやむを得ない事由がある場合は、別途ご相談ください。
Q18	月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうしたらいいですか？	A18	やむを得ず当該相当額を切り分けることができれば、対象となります。

引越費用について

Q19	自分で荷物を運ぶ場合の引越費用は対象になりますか？	A19	対象になりません。自らレンタカーを借りる、友人に頼む等して運んだ場合も対象になりません。
Q20	旧居や新居の清掃、不用になった家具などの処分、エアコンの移設に関する費用は、対象となりますか？	A20	対象となりません。
Q21	新たに購入した家具などを直接新居へ配送してもらう費用は、対象となりますか？	A21	対象となりません。
Q22	引越に関する保険料(急な引越のキャンセルや引越作業時の損害に関する保険)は、対象となりますか？	A22	対象となります。

所得関係について			
Q23	所得とはいったい何を指しますか？	A23	所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額となります。個人に複数の所得がある場合（例：給与収入と一時所得など）はこれらを合算します。 【給与所得者の場合】 1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額 【自営業者の場合】 1年間の売上金額－必要経費
Q24	所得を証明するには会社からの源泉徴収票でいいですか？	A24	源泉徴収票では受け付けていません。令和8年1月1日時点で住民登録されている自治体で所得証明書を取得してください。
Q25	所得は、どの時点の所得証明書に基づいて確認すればいいですか？	A25	令和7年分（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得証明書にて確認してください。
Q26	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでですか？	A26	所得証明書の期間と同一期間で、令和7年1月1日から令和7年12月31日までです。
Q27	貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればいいですか？	A27	奨学金返還証明書により確認してください。同証明書の提出が困難な場合には、通帳等による返済額の確認でも差し支えありません。
領収書について			
Q28	口座振込で支払いをしたので領収書がありません。どうしたらいいですか？	A28	銀行振込の控えや、振込が確認できる通帳の写しを提出してください。 その際、支払者の氏名（口座名義人）、支払日、振込先、内訳、振込額がわかる書類（請求書等）を必ず添付してください。
住宅手当支給証明書について			
Q29	住宅手当の支給がない場合も証明は必要ですか？	A29	必要です。
Q30	結婚に伴い住宅手当の額が変わりますが、証明はいつ時点のものを提出したらいいですか？	A30	提出する領収書記載の家賃に対しての手当額の証明を提出してください。
マイナンバーカードについて			
Q31	個人番号が記載されている通知カードでもいいですか？	A31	顔写真付きのマイナンバーカードを取得してください。
Q32	マイナンバーカードを取得していない場合は申請できないですか？	A32	マイナンバーカード取得後に申請してください。
地域活動団体について			
Q33	地域活動団体とはどのようなものですか？	A33	主には町内会等の住民自治組織をいいます。その他、消防団や月1回以上地域活動を行う社会福祉法人やボランティア団体も含まれます。

移住者について			
Q34	いつまでに転入した人が移住者となりますか？	A34	令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に、市外から夫婦またはパートナーが同居する住宅に転入した方が移住者となります。
Q35	市外に住所を1年以上有していたが、市内の住宅に転入した後、夫婦またはパートナーが同居する住宅に転居した場合も移住者となりますか？	A35	移住者になりません。
申請について			
Q36	申請書はどこでもらえますか？	A36	市ホームページからダウンロードできるほか、本庁舎4階地域企画課または各支所の窓口で受け取ることができます。
Q37	郵送で申請してもいいですか？	A37	郵送で申請いただいても構いません。ただし、不備等ありましたら連絡をしますので、申請書には必ず連絡先を記載してください。